

検討事項（案）

電子登録債権（仮称。以下同じ）に関して、金融面から検討すべきと考えられる検討事項を、主として3つの視点から整理し、検討を行う。必要に応じて、その他の点について検討を行う。

（注）同じ事項を異なる視点から検討することがあるため、検討事項が重複する場合がある。

I 電子登録債権に関する決済の安定性の確保その他の利用者の保護

1. 決済の安定性の確保

- （1）電子登録債権の消滅と支払等登録
 - ① 同期的管理の実現の重要性
 - ② 同期的管理の方法
- （2）電子登録債権を管理する機関（以下「管理機関」）による同期的管理
- （3）管理機関以外の者による同期的管理への関わり

2. その他の利用者の保護

- （1）個人が電子登録債権の利用者となる場合と弊害防止措置
- （2）業務規程等の利用者への周知等
- （3）利用者の情報の保護
- （4）利用者の IT 環境
- （5）登録原簿（電子登録債権のデータ）の改ざん、消滅等と利用者の保護
- （6）管理機関の破綻と利用者の保護

II 管理機関の業務の適正性の確保

- （1）管理機関が自らが債権者・債務者である電子登録債権を取り扱うこと
- （2）管理機関が他の業務を行う（多様な事業会社が管理機関となる）こと
- （3）登録原簿の信頼性
- （4）管理機関の破綻
 - ① 破綻した場合の問題点と破綻への対処
 - ② 財務規制
- （5）管理機関の要件
 - ① 免許等
 - ② 関係者が限定される場合
 - ③ 不適格性
 - ④ 財務基盤
 - ⑤ 他の業務との関係

Ⅲ 電子登録債権の流動性と金融関連法制等との関係

(1) 電子登録債権の発行

- ① 電子登録債権の多数の者への発行
- ② 有価証券等を原因債権とする電子登録債権
- ③ 電子登録債権を用いた仕組み債
- ④ 電子マネーとの関係

(2) 電子登録債権の流動性

- ① 電子登録債権の分割・一部譲渡
- ② 電子登録債権の仲介
- ③ 電子登録債権制度の標準化等

Ⅳ その他